

# 有限会社釜屋旅館に対する支援決定について

平成 17 年 2 月 3 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
有限会社釜屋旅館（湯守釜屋旅館）
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称  
株式会社足利銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見：  
意見なし
5. 事業所管大臣の意見  
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成 17 年 2 月 3 日から  
平成 17 年 3 月 16 日まで（機構必着）
7. 一時停止要請  
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

### (1) 窮境の原因

対象事業者の主たる窮境原因は、過剰な設備投資、少子化に伴う修学旅行客の減少、一般客集客のための営業力及びサービスレベルの低さにあります。また、景気低迷もあって売上が落ち込み、過剰債務構造から抜け出せず、必要な設備投資資金が十分に捻出できなくなっています。

### (2) 再生の可能性

対象事業者は、代表者一族が奥日光湯元温泉で、代々湯守を務めてきた歴史ある旅館であり、豊富な湯量、特徴のある「乳白色の硫黄泉」の泉質や、恵まれた自然環境等の強みを有しており、今後、大型露天風呂の新設による一般宿泊・日帰り客の集客を図るとともに、宿泊プランの充実、必要な設備投資、運営オペレーションの改善によるサービスレベルの向上等を行うことで、再生は十分可能であると判断されます。また、(株)旅館マネジメントサポートを中心とした旅館・ホテル業再生スキームの一環と位置付けられます。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437